

寄附金の損金算入に関する明細書

寄附金の損金算入に関する明細書						事 年	業 度	・ ・ ・ ・	法人名	
公益法人等以外の場合						公益法人等の場合				
一般 寄 附 金 の 損 金 算 入 限 度 額 の 計 算	支 出 し た 寄 附 金 の 額	指 定 寄 附 金 等 の 金 額 (41の計)	1	円		損 金 算 入 限 度 額 の 計 算	支 出 し た 寄 附 金 の 額	長期給付事業への繰入利子額	25	円
		特定公益増進法人等に対する寄附金額 (42の計)	2					同上以外のみなし寄附金額	26	
		そ の 他 の 寄 附 金 額	3					そ の 他 の 寄 附 金 額	27	
		計 (1) + (2) + (3)	4						計 (25) + (26) + (27)	28
		完 全 支 配 関 係 が あ る 法 人 に 対 す る 寄 附 金 額	5					所 得 金 額 仮 計 (別表四「26の①」)	29	
		計 (4) + (5)	6						寄 附 金 支 出 前 所 得 金 額 (28) + (29) (マイナスの場合は0)	30
		所 得 金 額 仮 計 (別表四「26の①」)	7					同 上 の 20又は50 100 相 当 額 $\frac{50}{100}$ 相当額が年200万円に満たない場合 (当該法人が公益社団法人又は公益財団法人である場合を除く。) は、年200万円	31	
		寄 附 金 支 出 前 所 得 金 額 (6) + (7) (マイナスの場合は0)	8						公 益 社 団 法 人 又 は 公 益 財 団 法 人 の 公 益 法 人 特 別 限 度 額 (別表十四(二)付表「3」)	32
		同 上 の $\frac{2.5 \text{又は} 1.25}{100}$ 相 当 額	9					長 期 給 付 事 業 を 行 う 共 済 組 合 等 の 損 金 算 入 限 度 額 (25)と融資額の年5.5%相当額のうち少ない金額)	33	
		期 末 の 資 本 金 の 額 及 び 資 本 準 備 金 の 額 の 合 計 額 又 は 出 資 金 の 額 (別表五(一)「32の④」+「33の④」)	10					損 金 算 入 限 度 額 (31)、(31)と(32)のうち多い金額)又は (31)と(33)のうち多い金額)	34	
		同 上 の 月 数 換 算 額 (10) × $\frac{\quad}{12}$	11						指 定 寄 附 金 等 の 金 額 (41の計)	35
		同 上 の $\frac{2.5}{1,000}$ 相 当 額	12					国 外 関 連 者 に 対 す る 寄 附 金 額 及 び 完 全 支 配 関 係 が あ る 法 人 に 対 す る 寄 附 金 額	36	
		一 般 寄 附 金 の 損 金 算 入 限 度 額 (9) + (12) × $\frac{1}{4}$	13					(28)の寄附金額のうち同上の寄附金以外の寄附金額 (28) - (36)	37	
		特 定 金 定 算 公 入 益 有 限 増 附 度 進 金 額 法 の の 人 特 計 等 別 算 に 損	14						損 金 不 算 入 額	38
	寄 附 金 支 出 前 所 得 金 額 の $\frac{6.25}{100}$ 相 当 額 (8) × $\frac{6.25}{100}$	15			同上のうち損金の額に算入されない金額 (37) - (34) - (35)	39				
	期 末 の 資 本 金 の 額 及 び 資 本 準 備 金 の 額 の 合 計 額 又 は 出 資 金 の 額 の 月 数 換 算 額 の $\frac{3.75}{1,000}$ 相 当 額 (11) × $\frac{3.75}{1,000}$	16				計 (38) + (39)	40			
	特 定 公 益 増 進 法 人 等 に 対 す る 寄 附 金 の 特 別 損 金 算 入 限 度 額 (14) + (15) × $\frac{1}{2}$	17								
	特 定 公 益 増 進 法 人 等 に 対 す る 寄 附 金 の 損 金 算 入 額 (2)と(14)又は(16)のうち少ない金額)	18								
	指 定 寄 附 金 等 の 金 額 (1)	19								
	国 外 関 連 者 に 対 す る 寄 附 金 額 及 び 本 店 等 に 対 す る 内 部 寄 附 金 額	20								
(4)の寄附金額のうち同上の寄附金以外の寄附金額 (4) - (19)	21									
損 金 不 算 入 額	同上のうち損金の額に算入されない金額 (20) - (9)又は(13) - (17) - (18)	22								
	国 外 関 連 者 に 対 す る 寄 附 金 額 及 び 本 店 等 に 対 す る 内 部 寄 附 金 額 (19)	23								
	完 全 支 配 関 係 が あ る 法 人 に 対 す る 寄 附 金 額 (5)	24								
	計 (21) + (22) + (23)	25								
指 定 寄 附 金 等 に 関 す る 明 細										
寄 附 し た 日		寄 附 先	告 示 番 号	寄 附 金 の 使 途		寄 附 金 額 41				
						円				
						計				
特 定 公 益 増 進 法 人 若 し く は 認 定 特 定 非 営 利 活 動 法 人 等 に 対 す る 寄 附 金 又 は 認 定 特 定 公 益 信 託 に 対 す る 支 出 金 の 明 細										
寄 附 し た 日 又 は 支 出 し た 日		寄 附 先 又 は 受 託 者	所 在 地	寄 附 金 の 使 途 又 は 認 定 特 定 公 益 信 託 の 名 称		寄 附 金 額 又 は 支 出 金 額 42				
						円				
						計				
そ の 他 の 寄 附 金 の う ち 特 定 公 益 信 託 (認 定 特 定 公 益 信 託 を 除 く。)に 対 す る 支 出 金 の 明 細										
支 出 し た 日		受 託 者	所 在 地	特 定 公 益 信 託 の 名 称		支 出 金 額				
						円				

別表十四(二) 令六・四・一以後終了事業年度分